第十四条第五項第四号中「及び第四号の八」を削り、同項第四号の七中「（次号において「特定被災区域」という。）」、「及び次号」及び「。次号において同じ。」を削り、同項第四号の八を削り、同項第四号の九を同項第四号の八とし、同項第五号の十二を同項第五号の十三とし、同項第五号の九から第五号の十一までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の八中「この号から」を削り、同号を同項第五号の九とし、同項第五号の七を同項第五号の八とし、同項第五号の三から第五号の六までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づいて収用又は使用することができる資産　当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事の当該資産の収用又は使用についての同法第三十二条第一項の裁定をした旨を証する書類

第十四条第六項中「応じ」を「応じ」に改める。

第十五条第一項各号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第十七条第一項第一号中「買い取つたこと」を「買い取つた旨」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　法第三十四条第二項第四号の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　施行令第二十二条の七第五項第一号に規定する土地が支援団体（同条第四項に規定する支援団体をいう。イにおいて同じ。）に買い取られる場合　文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の長の当該土地の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが施行令第二十二条の七第五項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ロ　イに掲げる場合以外の場合　法第三十四条第二項第四号に規定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つたものである旨を証する書類

第十七条第一項に次の一号を加える。

七　法第三十四条第二項第七号の場合　市町村長の当該土地等が同号に規定する農用地利用規程に係る同号に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い取つたものである旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

第十七条の二第一項第三十号中「並びに当該」を「、当該」に、「当該土地等の買取りをする者が一般社団法人若しくは一般財団法人である法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構である場合には、これらの書類及び」を「並びに」に改め、「又は市町村長」を削り、「施行令第二十二条の八第二十九項」を「法第三十四条の二第二項第二十五号」に、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「書類」を「書類」に改める。

第十八条第四項第四号中「同項各号に掲げる区分に応じそれぞれその行う当該各号に定める」を「行う同項に規定する」に、「証する書類及び」を「証する書類」に、「（当該農地等の買入れをする者が農業経営基盤強化促進法第五条第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である場合には、これらの書類及び都道府県知事又は市町村長」を「及び都道府県知事」に、「が施行令第二十二条の九第一項」を「が同項」に改め、「又は農地利用集積円滑化団体」を削り、「書類）」を「書類」に改め、同項第六号中「証す書類」を「証する書類」に改める。

第十八条の二第一項第二号ホ中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項第二号イ(2)(i)中「の被相続人」の下に「（以下この号及び次項において「被相続人」という。）」を加え、同号イ(3)中「事項」の下に「（同条第四項に規定する居住の用が同項に規定する対象従前居住の用（以下この号において「対象従前居住の用」という。）以外の居住の用である場合には、(i)及び(ii)に掲げる事項）」を加え、同号イ(3)(i)中「直前」の下に「（その被相続人居住用家屋が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋である場合には、同項に規定する特定事由（以下この号及び次項において「特定事由」という。）により当該被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前。ロ(3)(i)において同じ。）」を加え、「前項第二号ハの」を削り、同号イ(3)に次のように加える。

(iii)　その被相続人居住用家屋が特定事由により法第三十五条第四項の相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかつたこと。

(iv)　特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人居住用家屋が当該被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと。

(v)　特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前まで当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

(vi)　被相続人が施行令第二十三条第六項各号に規定する住居又は施設に入居又は入所をした時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前までの間において当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、当該住居又は施設が、当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。

第十八条の二第二項第二号ロ(3)中「事項」の下に「（同条第四項に規定する居住の用が対象従前居住の用以外の居住の用である場合には、(i)から(iv)までに掲げる事項）」を加え、同号ロ(3)(i)中「前項第二号ハの」を削り、同号ロ(3)に次のように加える。

(v)　その被相続人居住用家屋の敷地等に係る被相続人居住用家屋が特定事由により法第三十五条第四項の相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかつたこと。

(vi)　特定事由によりその被相続人居住用家屋の敷地等に係る被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人居住用家屋が当該被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと。

(vii)　特定事由によりその被相続人居住用家屋の敷地等に係る被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなつた時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前まで当該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付けの用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

(viii)　被相続人が施行令第二十三条第六項各号に規定する住居又は施設に入居又は入所をした時から法第三十五条第四項の相続の開始の直前までの間において当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、当該住居又は施設が、当該被相続人が主としてその居住の用に供していた一の家屋に該当するものであること。

第十八条の二第三項中「第二十三条第十項」を「第二十三条第十三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十三条第六項第一号に規定する財務省令で定める被相続人は、特定事由により法第三十五条第四項に規定する被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前において、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の四第二号に該当していた者とする。

第十八条の十一第十項第一号中「第二十一項に」を「第二十二項に」に改め、同号ハ中「第二十一項第一号ハ」を「第二十二項第一号ハ」に改め、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第十九項第三号又は第二十三項第三号」を「第二十項第三号又は第二十四項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十三項第三号」を「第二十四項第三号」に、「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項と